

J-REIT 等の 上場投資法人に対する 公開買付け



尾本 太郎

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
パートナー
弁護士



松下 憲

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
パートナー
弁護士



武内 香奈

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
カウンセラー
弁護士

I. はじめに

J-REITをはじめとする上場投資法人の投資口については、通常の上場会社の株式同様、公開買付規制（いわゆるTOB規制）の適用がある。もっとも、上場投資法人に対する公開買付けは、2008年に上場維持を前提とする部分買付けが行われた事例が一件あったものの、その後は長く実例がない時期が続いた。しかし、2021年に、上場投資法人に対する非公開化（発行済投資口全ての取得）を目的とした同意なき公開買付け及びこれに対するスポンサーグループによる対抗公開買付けの事例が出現した。この事例では、最終的には対抗公開買付けが成立し、その後、投資法人の非公開化、公開買付けに応じなかった投資主のスクイーズアウトが行われた。2022年

には、上場インフラファンドにおいて、同様のスポンサー主導による非公開化のための公開買付けの事例が2例出現した。さらに、本年に入り、いわゆるアクティビストと呼ばれる投資家による「純投資」を目的とした同意なき部分買付けの事例が2件生じており、上場投資法人に対する公開買付けへの注目が集まっている。

そこで、本稿では、公開買付制度についてその概要を解説し（Ⅱ）、上場投資法人に対する過去の実例を振り返るとともに（Ⅲ）、上場投資法人において特に論点と思われる事項について留意点を検討する（Ⅳ）こととしたい^{注1}。

注1

本稿において述べる意見はいずれも筆者らの私見であり、筆者らが所属する組織の見解を示すものではない。

II. 公開買付け制度の概要

1. 公開買付けが必要になる場合

金融商品取引法（以下「金商法」という。）は、株券等（投資法人に係る投資証券や新投資口予約権証券も含まれる（金商法27条の2第1項柱書、金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）6条1項2号。））について有価証券報告書を提出しなければならない発行者の株券等について、一定の「買付け等」を行う場合は、「公開買付け」によらなければならないとしている。

「買付け等」とは、株券等の買付けその他の有償の譲受けをいい、①60日間で10名超の相手方から市場外取引による買付け等により、買付け等の後における株券等所有割合^{注2}が5%を超える場合（5%ルール。金商法27条の2第1項1号）、②市場外取引又は市場内立会外取引における買付け等により、買付け等の後における株券等所有割合が3分の1を超える場合（3分の1ルール。金商法27条の2第1項2号、3号）等の一定の買付け等は公開買付けによる必要がある（なお、例外的に公開買付けによらずに行うことができる適用除外取引が設けられている（金商法27条の2第1項但書。）。現行法では、市場外取引と市場内取引（立会内取引）を組み合わせることにより株券等所有割合が3分の1を超えることになる、いわゆる急速買付けに該当する場合（金商法27条の2第1項4号）等の例外を除き、市場内

取引（立会内取引）は公開買付けを行う必要はないこととされている^{注3}。

2. 手続の概要

「公開買付け」は、不特定かつ多数の者に対し、公告により株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘を行い、市場外で株券等の買付け等を行うことをいう（金商法27条の2第6項）。公開買付者は、公開買付開始公告を行った上（金商法27条の3第1項）、買付け等の価格、買付予定の株券等の数、買付け等の期間その他の公開買付けの条件、公開買付けの目的、公開買付者に関する事項等を記載した公開買付届出書を関東財務局長に提出しなければならない（金商法27条の3第2項）、公開買付届出書はEDINETを通じて公開される。

対象者は、公告の日から10営業日以内に意見表明報告書を提出しなければならない（金商法27条の10第1項）。意向表明報告書には、対象者の公開買付けに関する意見の内容及び根拠を記載しなければならないが、賛成又は反対のほか、留保することもできる。実務上は、友好的な公開買付けの場合は、公開買付けの開始日に賛同の意見表明がなされることが通常である。また、対象者は、意見表明報告書に公開買付者に対する質問を記載することができ（金商法27条の10第2項1号）、その写しの送付を受けた公開買付者は、5営業日以内に質問に対する回答を記載

注2

「株券等所有割合」とは、公開買付者及び公開買付者との間で資本関係・親族関係等が存するかという形式的基準と株券等の取得・譲渡若しくは対象者の株主としての議決権その他の権利行使等について一定の合意をしているかという実質的基準で判断される「特別関係者」（金商法27条の2第7項）が所有する株券等に係る議決権の合計数の対象者の総議決権数に公開買付者及び特別関係者の所有する潜在議決権数を加算した数に対する割合をいう（金商法27条の2第8項）。

注3

2024年5月に成立した金商法の改正法により、3分の1ルールが改正され、その閾値が3分の1から30%に引き下げられるとともに、市場内取引（立会内取引）にも適用されることになり、急速買付規制は廃止されることになっている。改正法は、その公布の日から2年以内に施行されることとされており、今後、改正法を受けた政府令の改正案が公表されることになる。

した対質問回答報告書を提出しなければならない(金商法27条の10第11項)。

公開買付けの期間は、原則として20営業日から60営業日とされており(金商法27条の2第2項)、対象者が意見表明報告書に記載して延長を請求した場合には、30営業日まで延長される(金商法27条の10第2項2号)。公開買付けを開始した後は、買付け等の価格の引下げ、買付予定の株券等の数の減少など、株主に不利益な買付条件の変更は原則として禁止されている(金商法27条の6第1項)。また、公開買付けの撤回については、株主・投資者の立場を不安定にし、株価操作等につながるおそれがあることから、政令で列挙された限定的な撤回事由が生じた場合であって、公開買付届出書において当該撤回事由が生じた場合に撤回することがある旨を記載していた場合に限り認められる(金商法27条の11第1項)。

買付予定の株券等の数には、上限・下限を設定することができ、上場維持を前提としたいいわゆる部分買付けを行うことも可能である。もっとも、買付け等の後の株券等所有割合が3分の2以上となる場合、公開買付者は、原則として、①株券等の種類を問わず、対象者が発行する全ての株券等について買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘を行わなければならない(全部勧誘義務。金商法27条の2第5項、施行令8条5項3号)、②買付け等を行う株券等の数に上限を設定することはできず、応募株券等の全部について買付け等を行わなければならない(全部買付義務。金商法27条の13第4項、施行令14条の2の2)。

公開買付けを行う場合は、買付け等の価格について全ての応募株主等に対して均一にする必要がある(金商法27条の2第3項)。かかる規定

の趣旨から、明示的には公開買付けへの応募の対価としての金銭の支払という形をとっていなくても、特定の株主との公開買付けと関連する別の取引等において、当該株主に特別な利益を供与することは禁止されると解される。投資法人の公開買付けの文脈でいえば、例えば、買付け後に大口投資主との間で不動産取引を行うことなども想定され得ると思われるが、その条件等については留意が必要となると考えられる。

3. ソフトロー

公開買付けの実施を検討するに当たっては、上記のような法令(及び証券取引所等の規則や各種の裁判例)のみならず、市場慣行やガイドライン等により形成されるソフトローにも留意が必要である。特に、2019年6月28日に経済産業省が公表した「公正なM&Aの在り方に関する指針」は、いわゆるマネジメントバイアウト(MBO)及び支配株主による従属会社の買取について、主として手続面から公正なM&Aの在り方を提示している。これらの取引は、買い手である対象者の取締役や支配株主と売り手である一般株主の間に構造上の利益相反が存在し、また、取締役や支配株主と一般株主の間に保有する情報の非対称性が存在することから、指針では、取引条件の公正性を手続的に担保するための手段(公正性担保措置)として、特別委員会の設置、外部専門家からの助言の取得、マーケット・チェック、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定、情報開示等が提示されている。これらは公正な取引条件を実現するための必要条件とされているわけではなく、個別事案の状況に応じて検討されるべきものとされているが、実務上は、これらを考慮した上で手続を進めていく必要がある。指針はMBO及び支配株主に

よる従属会社の買収を対象とするものであるが、構造的な利益相反の問題や情報の非対称性の問題が一定程度存在する場合には指針を参照する必要があると考えられ、上場投資法人との関係では、例えば、資産運用会社の株主であるスポンサーによる投資法人の非公開化取引等においては、利益相反と情報の非対称性の問題が存するため、指針を考慮した対応が必要になると考えられる。

また、2023年8月31日に経済産業省が公表した「企業買収における行動指針」は、上場会社の経営支配権を取得する買収を巡る当事者の行動の在り方を提示している。特に、買収提案を受けた取締役・取締役会の行動規範が示されており、具体性・目的の正当性・実現可能性のある真摯な買収提案を受領した場合には、真摯な検討を行うことが求められるとされている。対象とされる買収提案には、対象会社の経営陣からの要請や打診が行われていない中で行われる買収提案や、対象会社の経営陣の同意なく公開買付け（同意なき買収）が開始される場合も含まれる。対象会社の取締役会においては、企業価値の向上に資するかどうかの観点から買収の是非を検討することが必要になり、買収価格等の取引条件が軽視されてはならず、買収者が提示する買収価格や企業価値向上策と現経営陣が経営する場合の企業価値向上策を定量的な観点から十分に比較検討することが望ましいとされる。J-REITの公開買付け（買収）においても、支配権を取得する買収提案を受けた投資法人の役員会は、基本的に指針が示す行動規範を踏まえた行動をとることが求められると考えられる。

Ⅲ. 公開買付けの事例紹介

1. リプラス・レジデンシャル投資法人に対する公開買付け（2008年）

上場投資法人に対する公開買付けが初めて行われた例は、米国サブプライムローン問題に端を発する金融危機が深刻化していた中で行われた、オークツリー・グループによるリプラス・レジデンシャル投資法人（現：大和証券リビング投資法人）に対する公開買付け（公開買付期間：2008年8月29日～11月10日）である。この事例では、同グループに対する投資法人投資口の第三者割当増資、及び従前のスポンサーが保有していた資産運用会社の株式の一部（議決権割合：35%）の同グループへの譲渡（その後公開買付期間中に従前のスポンサーが破産手続開始の申立てを行ったことに伴い、残りの株式（議決権割合：55%）も同グループに譲渡されることとなり、スポンサーチェンジも同時に行われることとなった。）と組み合わせて公開買付けが実施された。同グループによる投資口の保有割合が発行済投資口数の約48.40%に留まるように第三者割当増資の口数と公開買付予定数の上限が設定された部分買付けであった。買付予定数の上限を超える応募を受け公開買付けは成立し、あん分比例の方式で決済がなされた。この事例では、上記一連の取引が投資法人の企業価値の向上の可能性を与えるものであること、上場の維持を前提としたものであること、継続保有も可能な状況下で、一定のプレミアムを付した価格で売却する機会を投資主に与えるものであることなどを理由に、対象投資法人により賛同意見が表明されている。

2. スターウッド・キャピタル・グループによる

インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人に 対する同意なき公開買付け及び

インベスコ・グループによる対抗公開買付け(2021年)

上場投資法人に対し、同意なき公開買付けが行われた初めての事例は、スターウッド・キャピタル・グループ(以下「スターウッド」という。)による、非公開化を目的としたインベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人に対する全投資口を対象とする公開買付け(公開買付期間:2021年4月7日~6月15日)である。また、これに対抗するため、同投資法人のスポンサーであるインベスコ・グループ等による全投資口を対象とする対抗公開買付け(公開買付期間:2021年6月18日~7月27日)が行われた。

スターウッドによる公開買付けは、公開買付届出書において対象投資法人の非公開化を企図し、公開買付け後に投資口併合を用いたスクイーズアウト取引が予定されていることが明示され、買付予定数の下限は既存保有投資口と併せて総議決権数の3分の2となるように設定され、公開買付価格は20,000円で開始された^{注4}。対象投資法人は監督役員3名のみにより構成される特別委員会による検討を行った結果、公開買付けに対し反対意見を表明し^{注5}、スポンサーの子会社に対する防戦買いの要請(金商法166条6項4号、167条5項5号、金商法施行令31条の2)を行った。また、公開買付けを禁止又は停止することを内容とする緊急差止命令を行うこと(金商法192条1項、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)219条1項)を金融庁長

官等に求める申立てを行った^{注6}。スターウッドは5月10日に公開買付価格の引上げ(21,750円)と買付予定数の下限の引下げを行った。スターウッドの公開買付期間中である5月20日に、投資法人はスポンサーグループから公開買付価格を22,500円とする対抗公開買付けの実施に係る提案を受領したことを公表し、これを受けてスターウッド側は5月24日に公開買付期間の延長、6月1日に公開買付価格の引上げ(22,500円)を行ったが、6月11日にスポンサーグループから公開買付価格を22,750円とする予定であるとの書簡を受領したことを投資法人が発表した結果、6月15日、スターウッドの公開買付けは買付予定数の下限に達さず不成立に終わった。

その後、6月18日から行われたインベスコ・グループによる公開買付けにおいても、対象投資法人の非公開化を企図し、公開買付け後に投資口併合を用いたスクイーズアウト取引が予定されていることが明示された。対象投資法人は、監督役員3名のみにより構成される特別委員会による検討を経て、投資主に対してインベスコ・グループによる公開買付けに賛成する旨の意見を表明した。7月27日に公開買付けは終了し、インベスコ・グループが設定した買付予定数の下限を上回る応募があったことから、インベスコ・グループは応募投資口の全部の買付けを行った。10月8日の投資主総会における投資口併合の承認を経て、11月9日に対象投資法人は上場廃止された後、11月12日に投資口併合の効力が発生し、少数投資主はスクイーズアウトされた。

注4

案件が公表された4月2日の終値は17,650円(P/NAV倍率は0.99倍)、当初の公開買付価格である20,000円はP/NAV倍率1.13倍であった。

注5

なお、最終的な反対意見表明の前に行った意見を留保した上での質問、公開買付期間の延長の要請なども行われている。

注6

もっとも、実際に緊急差止命令が発出されることはなかった。

3. 上場インフラファンドに対するスポンサー等による 非公開化のための公開買付け(2022年)

主として再生可能エネルギー発電設備等に対する投資を行う上場投資法人である上場インフラファンドに対して公開買付けがなされた事例として、日本再生可能エネルギーインフラ投資法人に対する公開買付け(公開買付期間:2022年5月13日~6月23日)及びタカラレーベン・インフラ投資法人に対する公開買付け(公開買付期間:2022年9月29日~11月11日)がある。公開買付者はスポンサーの子会社やスポンサー等から出資を受ける会社であった。いずれの公開買付けも対象投資法人の非公開化を前提としており、対象投資法人による賛同意見を経て、公開買付けは成立し、上記2. 同様のプロセスを経て、対象投資法人は上場廃止となり、少数投資主はスクイーズアウトされた。

4. 3DグループによるNTT都市開発リート投資法人 及び阪急阪神リート投資法人に対する同意なき 公開買付け(2025年)

2025年に入って、いわゆるアクティビストと呼ばれる投資家である3Dグループにより、NTT都市開発リート投資法人に対する公開買付け(公開買付期間:2025年1月28日~当初3月3日、その後13日まで延長)及び阪急阪神リート投資法人に対する公開買付け(公開買付期間:2025年2月13日~3月13日)が開始された。これらはいずれも純投資目的であるとされ、公開買付けの結果として、公開買付者が属するグループによる保有割合が発行済投資口数の15.00%に留まるように買付予定数の上限が設定された部

分買付けである^{注7}。前者については、2月18日、対象投資法人から、買付けは、投資主価値の向上に資するものとはいえ賛同はできないものの、純投資目的であり、経営に影響を及ぼすことは目的としておらず、上場も維持できる見込みであることから積極的に反対の意見を表明せず中立の立場をとる旨の意見が表明されている。

IV. 実務上の留意点

1. 部分買付けと全部買付け

公開買付けは、上場維持を前提とした部分買付けと、非公開化と少数投資主のスクイーズアウトを前提とした全部買付けの二つに大別できる。前者については、買付後も上場が維持されるし、特に買付け後の株券等所有割合が小さく純投資目的のものについては、投資主に対する影響は相対的に小さいともいえる。これに対し、後者の場合、全ての投資主が最終的にはキャッシュアウトされることになることから、投資主に対する影響は相対的に大きなものとなる。公開買付けの検討に当たっては、このような種類の違いに留意が必要である。

2. 利益相反

特に全部買付けについては、投資主とスポンサー及び資産運用会社との間の利益相反が問題となることが多いと考えられる。例えば、スポンサーによる非公開化を目的とした全部買付けでは、投資口を少しでも安く取得したいスポンサーと投資口を少しでも高く売却したい投資主の利益は相反することになるところ、投資法人

注7

いずれについても本稿の執筆時点(2025年3月7日)において公開買付期間中であり、本稿公開時点では変更となっている可能性もある点ご了承ください。

の資産の運用を行う資産運用会社はスポンサーの支配下にあることから、MBOや支配株主による従属会社の買収に類似した構造的な利益相反状況(及び情報の非対称性)が存在する。第三者による全部買付けが行われるケースにおいては、それが成功した場合、資産運用会社を含むスポンサーグループは資産運用報酬を失うことになる場合が多いと考えられ、同様に、スポンサー及び資産運用会社と投資主の間に利益相反が生じ得る。

このような構造的な利益相反を前提とすると、特に対象投資法人において、投資主の利益を保護するための公正性担保措置が重要となる。過去の上場投資法人に対する全部買付けの事例においては、独立した委員からなる特別委員会が設置^{注8}され、第三者評価機関による価値評価が実施^{注9}されている。インベスコのケースでは、特別委員会による独自のリーガル・アドバイザーの起用もなされている。その上で、友好的な全部買付けの事例においては、特別委員会が中心となって、買付者側との間で公開買付け開始前に買付条件等の交渉が行われた上で賛同意見が表示されている。

3. 買付けの条件

事業会社においては、一般に望ましい買収か否かは、企業価値を向上させるか否かを基準に判断されるべきものとされる^{注10}。不動産等のア

セットの集合体である上場投資法人の場合、特に全部買付けにおいては、かかる基準をそのまま適用させることが適切かについては議論もあり得るところであるが、先例となる全部買付けの事例においては、賛同意見の前提として、買付者による買付後のポートフォリオの運用方針、投資法人が導管性要件を引き続き充足できるかなど、上記観点からの検討も行われている。

その上で、特に全部買付けに賛同する場合、最終的には価格の公正性の確保が重要なポイントとなる。手続論としては、上記の通り、公正性担保措置を講じた上、買付者との間で十分な交渉を行うことが重要である。一般に、事業会社の場合、M&Aを行わなくても実現可能な価値、いわゆるスタンドアローンでの価値に加えて、M&Aにより実現される価値(いわゆるシナジー)の適切な分配を確保するという基本的な考え方の下で、買付価格の交渉が行われる。上場投資法人の場合、直近決算期末を基準日とする保有資産の鑑定評価が行われており、当該鑑定評価に基づくNAVが公表されている。また、買取者が考える当該不動産の想定価値が別途存在する場合もあると思われる。友好的な案件では、これらを踏まえ、上記の事業会社における考え方も参考に、買付価格の交渉が行われることになると考えられる。全部買付けの場合、公開買付価格はそのまま2段階目の投資口併合によるスクイーズアウトの価格となることから、その公

注8

過去の事例では、特別委員会は、投資法人の監督役員のみ、又は投資法人の監督役員と外部委員により構成されている。なお、投資法人の役員会は、スポンサー及び資産運用会社から独立した地位にある監督役員(投信法第200条、投信法施行規則第244条参照)が過半を占めており(投信法95条2号)、その意味では役員会は独立性が確保されていると評価することも可能であるが、事業会社における一般的な実務も参照して特別委員会が設置されている。

注9

ただし、インベスコの対抗公開買付けのケースでは、投資口価値そのものの評価ではなく、不動産を扱う大手信託銀行2行による保有物件の売却価値評価が行われている。上場インフラファンドのケース2件では、価格算定機関から投資口価値算定書が取得されている。

注10

公正なM&Aの在り方に関する指針の第1原則

正性の確保には細心の注意が必要である。他方で、同意なき公開買付けの場合には、特にNAVを超える価格での買付けに反対しようとする場合、そのロジックの組み立てには留意が必要になると思われる。

4. 同意なき公開買付けに対する対応

公開買付けに対しては、対象投資法人は意見表明を行うことになるが、事前の役員会の同意なく開始された公開買付けの場合、必要に応じ、質問制度(金商法27条の10第2項1号)等を活用して、買付者の体制、買付の目的、買付後の運営への関与方針等を確認することも考えられる^{注11}。

上場投資法人の場合、新投資口予約権はライツオフリング目的以外での導入が許容されていない(投信法88条の4)ことから、事業会社におけるいわゆる買収への対応方針(買収防衛策)における対抗措置に類似する方策の導入は一般に行われていない。そのため、同意なき公開買付けに対する対抗策としては、スポンサー、ホワイトナイト等による対抗公開買付け、自己投資口の取得、スポンサー等に対する防戦買いの要請^{注12}などが主に想定されることになると思われる。また、物件売却によるキャピタルゲインの捻出とそれによる増配、あるいは物件売却資金を原資とした大規模な自己投資口の取得なども想定し得る。自己投資口の取得や物件売却については、投資法人の資本政策、運用方針上正当化されるかどうかなどが論点となると考えられる。

5. 税務上の導管性

上場投資法人に対する公開買付けにおいては、税務上の導管性要件(租税特別措置法67条の15)の維持の観点も重要である。特に問題となるのは、事業年度末において投資法人の投資口の50%超を1グループの投資主が有していないこと(同条1項2号ニ)の要件であり、この要件との関係から、例えば、上場維持を前提とする部分買付けにおいて投資口の過半を対象とする公開買付けに賛同する場合、買付後も導管性が維持されることを確認する必要があると思われる。また、全部買付けのケースで買付後の決算期においてこの要件を充足するためには例えば買付者を2者とするなどの工夫を要することになる^{注13}。

6. 少数投資主のスクイーズアウトを目的とした

投資口併合について

投信法上、会社法上の株式交換、株式移転、種類株式、又は特別支配株主の株式等売渡請求に相当する制度は存在しない。したがって、投資法人において少数投資主を排除(スクイーズアウト)するには、①投資法人の合併、又は②投資口の併合を行った上で、端数処理として少数投資主に金銭の交付を行う方法に限定される(投信法88条、149条の17)。

しかし、投資法人が合併できるのは他の投資法人に限られる(投信法145条)ことから、合併によるためには存続法人としての投資法人が必要となるが、投資法人の設立は株式会社等

注11
過去の同意なき公開買付けのケースでは質問が行われている。

注12
インベスコのケースでは実際に防戦買いの要請が行われている。

注13
なお、上場インフラファンドの場合には、上場廃止となると導管性を喪失する。

べて手続負担が重く、時間やコストを要する。また、税務面でも新設される投資法人との合併は適格合併にならないと思われることからデメリットが多いと想定される。

投資口の併合による方法については、反対投資主の買取請求権が認められていない点が問題として指摘されてきた。すなわち、平成26年会社法改正により、株式会社については、株式の併合により1株未満の端数が生じる場合(単元未満株式のみに生じる場合を除く。)に、(i)差止請求権(会社法182条の3)及び(ii)反対株主の買取請求権(会社法182条の4)が認められるよ

うになった。他方で、投資法人については、上記会社法改正と同時に、(i)については投信法上準用されたものの(投信法81条の2第2項)、(ii)については投信法上準用されていない。そこで、投資口併合の手法によるスクイーズアウトは少数投資主保護の観点から問題であるとする見解もあるが、インベスコのケースがリーディングケースとなり、公正な手続をとることにより価格の公正性に十分配慮を行う前提で、投資口の併合によるスクイーズアウトが行われている^{注14}。

注 14

投資法人の場合、投資口併合については反対投資主の買取請求制度は設けられていない反面、端数投資口の買取価格は、投資法人の純資産の額に照らして公正妥当な金額であることが求められている(投信法88条1項、同法施行規則138条3号)。

おもと たろう

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業。1999年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2000年弁護士登録、2005年ハーバード大学ロースクール修了(LL.M.)。REIT、金融機関及び事業会社の資本市場・M&A案件、REIT・インフラファンド・航空機ファンドその他の投資ビークルの組成、金融・環境規制対応、不動産取引等に関する助言を幅広く行う。本稿との関係では、上場REITのM&A案件、公開買付案件に数多く主導的な立場で携わっている。

まつした あきら

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業。2005年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2006年弁護士登録、2012年コーネル大学ロースクール修了(LL.M.)。2022年から京都大学法科大学院非常勤講師(M&A法制)。M&A、コーポレートガバナンスを中心に会社法務全般を取り扱う。特に公開買付けを含む上場会社のM&A、同意なき買収、アクティビスト対応、ジョイントベンチャーに加え、上場REITのM&Aに豊富な経験を有する。

たけうち かな

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業。2009年東京大学法科大学院卒業、2010年弁護士登録、2019年南カリフォルニア大学ロースクール修了(LL.M.)。REITの組成、運営、資金調達、不動産取引、規制対応、M&A等に関する助言を幅広く行うほか、各種の不動産ファイナンス分野を取り扱う。近時は特に上場REITについて多彩な案件に主導的な立場で携わっている。